

「科研費基盤研究A『憲法の国際化』と『国際法の憲法化』の交錯下における新たな人権保障システム理論の構築」研究会主催講演会
共催:国際憲法学会日本支部、明治大学グローバル人権研究所

ヨーロッパ内外での、人権実現におけるヨーロッパ人権裁判所の役割 —地域的人権保障システムとしての裁判所からアジアは何を学べるか?—

Role of the European Court of Human Rights in realizing human rights in Europe and beyond—What lessons can Asia learn from the experiences of the Court as a regional human rights protection system?

講演者: Judge Lətif Hüseynov
(ヨーロッパ人権裁判所判事)

プロフィール:現在、ヨーロッパ人権裁判所判事(2017年から)。バクー国立大学法学部国際公法教授のかたわら、国連人権理事会諮問委員会委員(2008-2014年)、拷問および非人道的または品位を傷つける取扱いまたは処罰を防止するためのヨーロッパ委員会(CPT)委員(2004-2011年)ならびに同委員会委員長(2011-2015年)、ベニス委員会[法による民主主義のためのヨーロッパ委員会]委員(2003-2016)等を歴任。



日 時: 2018年10月27日(土) 15:00~17:00
会 場: 明治大学12号館6階2062教室

*参加費無料(事前予約不要)

http://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/suruga/access.htm

司会: 小畠郁(名古屋大学教授)

使用言語: 英語(要旨通訳付き)

人口8億人を擁する「ヨーロッパ」という地域において、ヨーロッパ人権裁判所は、日々、様々な人権問題に取り組み、「判決」(47加盟国を拘束)という形で答えを出しています。拷問や長期の拘禁、構造的差別、テロリズム対策法による人権制約、信教の自由、受刑者の選挙権、LGBTIの権利、尊厳死・安楽死の問題等、世界でもっとも多様かつ困難な人権問題を扱う裁判所といつても過言ではありません。このような存在は、人権の実現にどのような役割を果しているでしょうか。そして、Judge Hüseynovが様々な国際機関で人権に取り組んできた幅広い経験は、裁判所と裁判所以外の役割についても重要な知見をお持ちです。

問い合わせ先: 明治大学グローバルフロント10階410L
江島晶子(明治大学教授・科研費基盤研究A研究代表):
globalconstitutionalism@gmail.com